

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可
根拠条例・規則名		老人福祉法 (さいたま市老人福祉法施行細則 第24条第2項、第25条)
条 項		第16条第3項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話: 048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年 条例第55号) ・さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年 条例第56号) <p>【主な基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 (必要な職員及び職員数など) ・設備に関する基準 (必要な部屋、面積など) ・運営に関する基準 (サービスの内容等の運営上の基準など)
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成25年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	事案の審査に難易差があり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		